

第3次鳥栖市行政改革実施計画改訂版 〔鳥栖市の集中改革プラン〕

平成17年度の取組状況報告書



平成18年6月

鳥栖市 総務部 総合政策課



市民と行政が共に考え、共に行動し、共に築くまちづくり

進行管理の位置づけ

この報告書は、第3次鳥栖市行政改革実施計画（H17～H21）の平成17年度の取組状況（進行管理）について、説明したものです。

大綱における進行管理の位置づけ

第3次鳥栖市行政改革大綱 - 第1次改訂版 - に位置づけられた「行政改革の推進と公表」に基づくものであり、かつ、年度実施計画の取組状況を確認し、計画を確実に推進していくために実施するものです。

第3次鳥栖市行政改革大綱 - 第1次改訂版 - “行政改革の推進と公表”（一部抜粋）

この大綱及び実施計画を年次計画的に推進するため年度ごとの取組目標を掲げた実施計画を策定するとともに、その進捗状況などを市民に公開していきます。

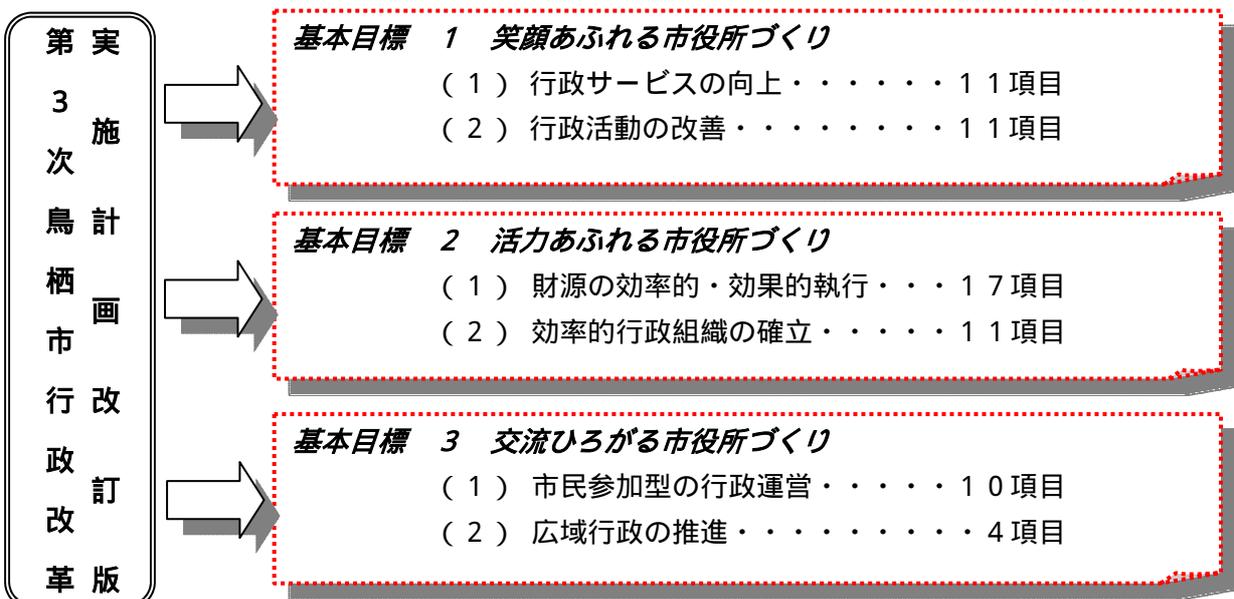
（第3次鳥栖市行政改革大綱改訂版 一部抜粋）

第3次鳥栖市行政改革実施計画改訂版の体系について

鳥栖市では、より一層の行政改革を推進するために、平成17年度から平成21年度までを計画期間とした第3次鳥栖市行政改革大綱第1次改訂版、並びに、これを確実に実行するための第3次鳥栖市行政改革実施計画第1次改訂版を平成17年度に策定しました。

以下に示すものは、第3次鳥栖市行政改革実施計画第1次改訂版の体系や取組項目を示したものです。

第3次鳥栖市行政改革実施計画の体系と取組事項



計 64項目

主な数値目標の成果（平成 17 年度末）

第 3 次鳥栖市行政改革実施計画第 1 次改訂版では、『主な数値目標』として、以下の 3 つの目標を掲げています。その平成 17 年度末の結果は次のとおりです。

（ 1 ）職員数の削減目標

目 標 値	平成 17 年度末数値
5 年間で職員数を 20 人削減します。 < H17.4.1 464 人 H22.4.1 444 人 > (4.3%の純減)	10 人の削減 H17.4.1 職員数 4 6 4 人 H18.4.1 職員数 4 5 4 人

（ 2 ）地方債残高の削減

目 標 値	平成 17 年度末数値
5 年間で 35 億円の地方債残高を削減します。 < H17 257 億円 H21 222 億円 > < 過去 5 年間の地方債残高 32 億円を上回る 目標設定 >	H17 地方債残高（決算）257 億円 H16 末地方債残高 253.7 億円 H17 起債発行額 24.4 億円 (北部用地借入等) H17 起債償還額 21.2 億円 (繰上償還の実施)

（ 3 ）企業誘致の推進

目 標 値	平成 17 年度末数値
5 年間で企業誘致による 2 億円の新たな税収増と 1500 人の雇用創出を図ります。 < 過去 5 年間の企業誘致数 15 社を上回る 目標設定 >	2 社の企業誘致 (株) 東洋新薬 (操業予定時期 H20) ・ ピップ フジモト (株) (操業予定時期 H18)) 地元採用計画数 (株) 東洋新薬 196 名 ピップフジモト (株) 90 名 平成 17 年度末計 286 名

主な取組目標の“自己評価”と“本部会議からの指示”

第3次鳥栖市行政改革実施計画第1次改訂版では、64の取組項目とその指標を掲げています。その取組項目の詳細は、別紙『第3次鳥栖市行政改革実施計画改訂版進捗状況一覧表（平成17年度）』のとおりです。

ここでは、その取組項目の担当課の“自己評価”と取り組みの調整機関である行政改革推進本部会議による取組に対する“指示事項”について、まとめたものを次に示します。

取組項目の担当課の“自己評価”の基準は、次のとおりです。

自己評価の基準

- A：計画どおりの進捗 B：概ね計画どおりの進捗
C：計画より、やや遅れている D：計画より、非常に遅れている

取組項目の成果に対する行政改革推進本部会議の指示事項は次のとおりです。

行政改革推進本部会議の指示事項

- A：現状維持（現進捗を維持し、確実に進めること）
B：進行強化（手法等を見直し、進行強化に努めること）
C：見直し（計画を達成できない原因を特定し、手法・工程などを改め、進行強化を図ること）

項 目	自己評価（項目数）				本部会議からの指示			H17 終了	取組項目数
	A	B	C	D	A	B	C		
集 計	44	12	7	1	37	21	2	4	64

平成17年度 主な取組成果

第3次鳥栖市行政改革実施計画第1次改訂版では、64の取組項目とその指標を掲げています。その取組項目の詳細は、別紙『第3次鳥栖市行政改革実施計画改訂版進捗状況一覧表(平成17年度)』のとおりです。

ここでは、その取組項目の主な成果を

1 数字の視点から

2 市民サービス向上の視点から

3 電子自治体の推進の視点から

4 今後の方向性の視点

からまとめたものを次に示します。

総合案内の嘱託職員を廃止し、経費節減を図りました。

固定資産土地評価システムの導入を図り、作業時間の短縮を図りました。

前回評価替え時(H14)の時間外手当 3,662時間 約700万円

今回評価替え時(H17)の時間外手当 361時間 約70万円

参考：固定資産税係 職員数 H17 11人 H18 10人

システム導入費 H16 支援業務 約920万円(1回) 維持費 約475万円/年

公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画を推進し、11・6%の縮減率を達成しました。

縮減実績 398,507千円(コスト縮減対策前と後の比較より算出)

繰上償還を実施し、約2,600万円の利息の節減を図りました。

通勤手当の見直しを図り 655万円、住居手当の見直しを図り 112万円の削減を図りました。

対前年比で 10人の職員削減を実施しました。(*1人当たり740万円で試算すると、7,400万円の削減効果)

水道事業において、1億9千万円の純利益を計上しました。

市税等の徴収率の向上の取組について、市税の徴収率は、98.4%(H16-98.4%)でした。

関東・関西・九州地区への出張徴収を実施、現金約400万円の収入を得ました。

償却資産の取り扱いについて、未申告者への対応強化策を図り、1800万円の新たな税収を確保しました。

(株)東洋新薬とピップフジモト(株)の2社と進出協定を結びました。

市民サービスの向上に繋がった主な取組成果

水道事業において、年度初めの休日窓口開設（水道開始・中止届け業務）を実施しました。

（3月の最週の土曜・日曜及び4月の最初の週の土曜・日曜日）

平成18年3月から、印鑑登録申請書・廃止届出書を1枚に簡素化を図りました。

平成18年3月から、印鑑登録交付申請書の一部見直し（複数人一度に申請可能に）を行ないました。

スタジアム使用料、敷地使用料の一部見直しを実施しました。

道路等事業評価システムを策定し、要望箇所の道路整備について、説明責任を果せるようにしました。

全庁的な組織体制を見直し、市長部局を4部制から5部制に改めるとともに、「物流対策課」の廃止、「都市整備課」に開発関係部署の新設、また、市民サービスの視点から、「社会福祉課」の高齢者、障害者係の分割、新たに「市民協働推進課」「こども育成課」の設置を行ないました。

職員提案優秀提案4件のうち、2件（アダプト制度・通勤パトロール）を実施しました。

平成17年7月、鳥栖市道路里親制度設置要綱を施行し、道路里親制度の運用を開始しました。

市内7小学校で、久留米市の石橋美術館を通じた交流を実施しました。

平成18年3月から、水道の開始届出等について、インターネット利用による届出ができるような環境整備を行ないました。

電子自治体の推進に関する主な取組成果

平成18年3月に、鳥栖市電子自治体推進計画（e-とすアクションプラン〔H18～H20〕）を策定しました。

固定資産土地評価システムを導入しました。

統合型GISシステムを導入しました。

平成17年7月に個人情報保護・情報セキュリティハンドブックを作成・配布しました。

平成18年3月から、水道の開始届出等について、インターネット利用による届出ができるような環境整備を行ないました。（再掲）

方向性を位置づけた主な取組成果

平成18年3月に、鳥栖市電子自治体推進計画（e-とすアクションプラン〔H18～H20〕）を策定しました。（再掲）

平成17年7月に鳥栖市事務事業評価マニュアルを作成しました。

平成 17 年 8 月に、「公の施設に関する指定管理者制度導入に係る考え方」を制定しました。
第 3 次鳥栖市行政改革大綱及び実施計画の見直しを図り、改訂版として整理しました。

平成 18 年 1 月、滞納処分の執行停止の指針の策定を行ないました。

第 3 次鳥栖市定員定期化計画を策定しました。

人材育成基本方針、職員研修基本計画を策定しました。

平成 17 年度の人事交流・派遣研修実績は、国土交通省、佐賀県、久留米市、十日町市です。
市民協働推進調査研究会報告書を作成しました。

グランドクロス広域連携協議会（福岡市、久留米市、小郡市、基山町、鳥栖市）を設置し、
広域連携を推進しました。

下水道事業企業会計化・組織統合基本計画書の策定を行ないました。

以上が、平成 17 年度における鳥栖市の行政改革への取組状況です。

平成 18 年度の実績は、「進行強化」や「見直し」とされたものについて、特に重点的に推進するよう、取組の強化を図るとともに、一定の成果が表れたものについては、行政改革実施計画の取組項目から削除し担当課による進行管理とし、行革の取り組みとして、継続して実施すべき取組項目については、引き続き、行政改革実施計画の中で、取組を推進します。